

回 覧	令和	理事長	事務局長	課長	主査	主任	係
	年 月 日						

記入例



システム修正	OP	検印
◆ 組合員情報		
◆ 農地情報		

## 組 合 員 資 格 得 喪 通 知 書

下記事項により組合員資格を交替したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

令和〇〇年〇月〇日

庄内赤川土地改良区 理事長 殿

現組合員	組合員番号	1 5 - - - - -	
住所	鶴岡市馬場町〇番〇号		
氏名	庄内 太郎		
認印			
新組合員	組合員番号	1 5 - - - - -	
住所	〒 997 - 0035 鶴岡市馬場町〇番〇号		
(フリガナ)	アカガワ ジロウ		
氏名	赤川 次郎		
認印			

(大昭平)〇年〇月〇日生(男女) 電話番号 0235-〇-〇〇

(新組合員となる方は必ず下記にチェックして下さい。)

- 対象土地に係る滞納賦課金の有無について確認しました。
- 借地で賦課金の滞納が生じた場合、その旨を所有者に連絡することに同意します。

・賦課金の口座振替の有無について

- ( 1. 現在登録の口座と同様    2. 口座振替しない    3. 口座を新規登録する )

※口座の新規登録には、別途「預金口座振替依頼書」の提出が必要です。

### 1 資格得喪の対象たる土地 並びに 原因

※土地改良法第42条の規定に基づき、新資格者が権利義務を承継することから、下記土地に係る滞納賦課金なども継承することになります。

必ず両者間で確認または改良区に問い合わせのうえ、滞納賦課金の有無について確認してください。

市町	大字	字	地番	地目	用途	地積 (㎡)	原因 (チェック✓を付けて下さい)
鶴岡市	馬場町		〇	田	田	1,234	<input type="checkbox"/> 経営移譲 <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 売買 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸借 <input type="checkbox"/> 貸借解約 <input type="checkbox"/> その他 (                    )

**【事業費賦課金を賃貸人が納入する場合、ご記入ください。】**

両者で賃貸借権を設定したので、下記内容にて賦課金納入の取扱いを申請します。

- 1 維持管理費賦課金は賃借人が納入する。
- 2 事業費賦課金(償還賦課金等)は賃貸人が納入する。
- 3 この取扱いについては、双方同意の上届出したものとし、賦課金を未納した場合はこの取扱いは解除し、組合員に対し未納金を承継し催告することとする。
- 4 この取扱いは本区に貸借解約の届出があるまで有効とする。
- 5 変更等した場合でも届出無い場合は現内容のまま賦課とするが、後日異議あっても本区の責任はないものとする。

認印

賃貸人氏名

庄内 太郎



賃借人氏名

赤川 次郎

